

行政

江戸時代の郷土

旧幕時代（天草・島原の乱）以前におけるわが村の行政組織の変遷については明らかではないが、慶長10年（1605）に作成された「肥後国絵図」（永青文庫）によると天草は61ヶ村に分けられ、現在の本町は「河内村」となっており、村高1028石の記録がある。

寛永17年（1640）幕府は天草を天領として初代代官に鈴木重成を派遣した。重成は天草全島を10組に分け、1町86ヶ村を置き各地に大庄屋、村々に庄屋・年寄・百姓代を設けて行政機関とし、これを整備した。

正保3年（1646）作成の「正保郷帳」には下河内村の枝郷として、掛道村（石高31石）が存在し、萬治2年（1659）下河内村と再び合併している。

大庄屋、庄屋は百姓身分であるが、大庄屋には明和7年（1770）庄屋には寛政8年（1796）苗字が許された。

更に、大庄屋には帯刀も許され、統治体制の末端として幕府からの命令を伝達する職務と合わせ組内の庄屋の監督、年貢米の徴収、往来手形の交付など強い権限を持っていた。庄屋は、大庄屋の指示を受け、役所の触書などを村民に知らせたり、村内の治安や会計など村政全般にわたる直接の責任者であった。大庄屋も庄屋も世襲制が原則であったが人望と学識が必要とされた。

村には庄屋のほか、年寄、百姓代があり、これらは村方三役と呼ばれ村政を司っていた。

年寄は庄屋の補佐役で、人望も有り筆算に長けた富農の内から本百姓の札入れ（選挙）により選ばれた。村の大小によって1人から5人のところがあり、任期は1年で毎年正月に選出され代官所に届けられた。

百姓代は農民の代表者で本百姓の札入れによって数人が選ばれ、年貢米の供出、村決算など庄屋や年寄に不正がないように村政監視役としての任務に当たった。

これら村方三役も含め農民には、本百姓、水呑百姓、名子百姓の制度があった。本百姓は一定の土地を所有し検地帳に登録され手いる農民で、年貢と労役の義務を負っていた。水呑百姓は、田畑を持たない農民のことで、富農（大地主）の小作を行っていた。更に小作農民の中で特定の地主と従属関係にある者を名子百姓と呼ばれ、小作のほか地主に対する労働奉仕などその指示に従わなければならなかった。

庄屋

江戸時代、下河内村・新休村・本村は御領組に属し下河内村は佐藤家、新休村は福田家、本村は鶴田家が代々の庄屋を務めた。

庄屋制度は、維新後の明治3年、里正りせいが置かれるまで続いた。村政は庄屋で行なわれ、ここを役座と呼んでいた。下河内の役座、佐藤家は14代邦男が襲いでいる。

福田家の子孫は長崎に在住らしいということであるが、定かではない。屋敷は新休上で、地元では「役座屋敷」「屋敷ン上」と呼んでいる。

鶴田家の子孫は大矢野町に在住とのことであるが詳細は不明である。

※古文書の記録では見当たらないが、本村神社の鳥居には享保十六歳 ^{ほんむら} 本邑庄屋・磨田孫右衛門と刻してある。

歴代庄屋

	下河内村庄屋	新休村庄屋	本村庄屋
寛文 5年 (1666)	佐藤家	福田家	鶴田家
元禄 4年 (1691)	弥兵衛	平兵衛	市之丞
享保 16年 (1732)	平左衛門		(寺領) 磨田孫右衛門
延享 3年 (1746)	茂兵衛(務右衛門)	左右衛門	令右衛門
寛政 8年 (1796)	周蔵	恒助	新五右衛門
文化 14年 (1817)	弥太郎(弥右衛門)	平右衛門	左一郎
文政 10年 (1828)	弥太郎	平右衛門	喜惣二
天保 4年 (1830)	弥太郎	平右衛門	左一郎
安政 4年 (1854)	弥太左衛門(弥作)	又七郎門	要之丞
慶応 3年 (1868)	弥兵衛(邦良)		

検地と村高

天正16年(1588)豊臣秀吉が検地を命じ天草郡分として350町が計上されており、慶長10年(1605)作成の「肥後国絵図」によれば天草郡高33846石8戸1斗、河内村(現在の本町・本泉・広瀬)1028・976石とある。

下河内村・新休村・本村、3村の石高の推移は次の通りとなっている。

正保3年(1646)正保郷帳

下河内村 104・423石

掛道村 31・676石

新休村 86・090石

本村 203・317石

萬治2年(1659)萬治検地帳

下河内村 195石9斗4升

新休村 104石4斗6升 他、東向寺領50石

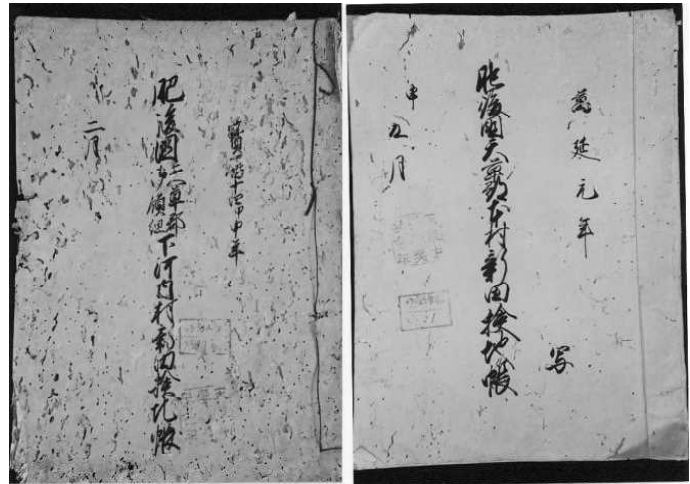
本村 123石7斗2升 他、東向寺領8石

元禄4年(1691)天草島中人高帳

下河内村 195石9斗4升

新休村 104石4斗6升

本村 123石7斗2升
 文化14年(1817) 天草郡資料
 下河内村 201石7斗5升
 新休村 108石8斗3升1合
 文政10年(1827) 肥後国誌
 下河内村 201石7斗5升
 新休村 108石8斗3升1合
 本村 153石8斗9升9合
 慶応3年(1867)
 下河内村 200石
 新休村 108石
 本村 153石
 明治22年(1889) 町村制施行により3村合併
 本村 108石8斗3升1合



万延元年(1860) 検地帳・宝暦14年(1764) 検地帳

鶴田庄屋文書 佐藤庄屋文書

百姓相^{あいつづけかた} 続方仕法

江戸時代中期より商品貨幣経済が農村へ浸透すると現金収入の術がない百姓は生活が困窮化していった。

借金のために自作地を質に入れたり、農地を持たない小作人は自らの身を質に入れるか、娘を売るしか方法がなかった。

いったん借りた金には高い利子が付き、利子は増えても借金は減らず、質に入れた土地は収奪された。

そこで百姓が百姓として相続できるための法令を幕府へ要求しました。

第1回は寛政4年(1792) 第2回は、20年の時限立法で、内容も詳細で百姓の納得のいくものでした。これが更に11年継続した。

期限が切れる天保・弘化年間(1830~1848)にはまた「百姓相続方仕法」の復活を求めて一揆が激しくなり、第3回は弘化3年・4年と続き、最大の一揆が展開された。

寛政8年の百姓相続方仕法

- 一、土地の所有権を利息なしの元銭で請返すことができる。
- 二、貸借期限が十ヶ年以内の分は元銭で20ヶ年賦返済できる。
- 三、銀主への小作料を半減する。
- 四、作徳は、年貢の五割と村方諸掛け(村税)の1割とを差引き残りの4割を地主が1割小作人が3割とする。
- 五、地主の持ち高を10石以内とする。

弘化4(1847) ※ 資料提供 松元健雄(新休)

寛政8辰(1796)

百姓相^{あいつづけ} 続法^{けたしよ} 地方取扱^{けたしよ} 柝書

天保年中(1830~1843) 未 正月日寫之者也

天草郡之儀一躰多人数二候處近年別而人高相増及困窮候二随ひ猶更借銀相増只今之趣二而者末々之百姓共相続難相成段村役人共段々申出難捨置筋二付別紙仕法書を以去秋九月中御勘定所江相伺候處其後段々郡中之様子御穿鑿有之此節伺之通被仰付候、右之通相成候上者銀主共江渡置候田地も追々手入候様相成安堵之事二候銀主共差當り難渋二モ夫迄二可相成候事二候處此末一流取續好き之手段相見候事二代幾々者都而銀錢融通二茂可相成事二候誠二格別之御隣愍ヲ以被仰付候事二候間一流瑞々小百姓二至迄別紙仕法書之趣人別得斗致承知此末無地事耕作方而已出精可致旨急度被仰付候

右御仕法書左之通

覚

一御田地出入致借用ノ年季切候直二永代賣證文認候歟有之候右永代賣買の儀御法度二候へ者邊鄙之場所二而先年より心得違之俛是迄過來候、右躰證文之分八元銀請返候様尤村山自分四壁山等も右二准候

一村内二而永代賣二相成居候御田地請返二相成候而者差支之儀可有之哉二付是迄之通致置可申事、然共永代賣之證文有之分八年季證文に認替可申候、右之内たり共請返不申候而極々難渋二相成候類ハ道理之宜二随ひ格段二訳付可申事

一年季請寄田地之儀者連印證文之内請返相成候者引放し相渡可申事

一質地出入借用錢拾ヶ年以來借用仕候分八元錢二而式拾年賦拾年以前借用致候分八三拾ヶ年賦二返弁致候様可致事

一村役人奥印無之借用之儀元銀二而三拾ヶ年賦可致事

一無質地借用之儀村役人奥印有之分八元銀二て拾ヶ年賦可致事

一村内二而少々之致貸方高歩二而銀高繰上ゲ田地請取之分八村役人二も不断内々無理二致買方候儀茂有之候二付村役人立會元銀二て請返候様可致事

一是迄上八米滞候分八重二凶作二而之不埒都捨リ二可致事

一田地不作致銀主江上八米相渡候穀高是迄壹石計候者以來致半減五斗拂可申候、尤永々と申候而者徳者之難渋二可相成候間拾五ヶ年限二可致事

一永代賣御法度二候得者以來者請寄年季證文二而可致貸借尤年季之儀致拾ヶ年限二假令今年季切候而も拾ヶ年八見合 其内二請返候ハ、質地相渡可申候、

右拾ヶ年見合之内請 返不相成候ハ、御法度通可致流地二事流地亦者年季田地たりとも此後ハ譬者

田壹ヶ所惣出糶拾石 内五石 御年貢米

壹石 諸可毛掛銀代

殘四石 作徳糶 内壹石 田主江遣又但式分五厘當ル

三石 作主受納但七分五厘二當ル

右之仕法算用いたし田二寄御年貢之高下村二より諸掛銀高下可有之候得共御年貢諸掛銀之分八致頭引殘作徳之分田主式分五厘作主七分五厘配當仕候様、尤永こと申而者徳者之難渋二可相成候間拾五ヶ年限可致事

一村内二田畑余計二所持致居候百姓ハ高拾石二限致手作其余 者小百姓水呑躰之者共江差配り下作為致可申事

但拾石高二限候ハ作半濟上八米落二相成候二付余計二銀主致 手作候得者百姓請地二放及難渋二候二付拾石限と極候

右之通御仕法被仰付候間村々小百姓共迄不洩様奉承知御請印形證文差出可申候以上右者
寛政辰年四月被仰付御ケ條

文政十亥より午迄二十箇年定免下村々同（20年間の減税）

下河内村

村高貳百壹石七斗五升 内高五石壹斗三升五合 新田畑田高百八拾七石六斗三升三合
此反別貳拾町三反拾貳步 此取米八拾貳石七斗九升四合免四勺四分一厘三毛 内畑高
拾三石四斗四升貳合 此反別貳町六反八畝拾八步 此取米四石七斗八升六合 免三勺五
分六厘餘、永荒所高三斗六升 此反別六畝步 新古石盛 上田壹石 中田壹石四斗 下
田壹石壹斗 下々田六斗 三下田四斗 屋敷田三斗 上畑壹石 中畑六斗五升 下畑六
斗 下々畑四斗三 下畑貳斗 見取田畑壹反六畝廿四步 此取米九升七合反五升八合
内、田壹畝拾五步 畑七畝九步 當己御高入 残田畑八畝步 山畑見取七反三畝步 此
取米貳斗五升六合 反三升五合 家数百三拾三軒 人数六百八拾四人 内男三百四拾三
人 女三百四拾壹人氏神 十五社宮 本村へ八丁 新休村へ拾八丁 城木場村へ廿七丁
本戸馬場村へ廿四丁 御領村へ壹里廿壹丁 富岡へ 四里拾丁 新休村境より本戸馬
場村境迄十壹丁拾貳間 文化十四己六月庄屋佐藤弥太郎己四六 見習佐藤只吉己十九
年寄豊助 百姓代角右衛門 初右衛門

新休村

村高八石八斗三升壹合 内高四石三斗七升壹合 新田畑田高九拾八石壹合 此反別拾
貳町四反五畝六步 此取米四拾壹石四升九合 免四勺一分八厘九毛内 畑高拾石八斗三
升 此反別貳町壹反三畝拾八步 此取米三石五斗四升 免三勺二分六厘九毛内 新古石
盛 上田壹石六斗 中田壹石四斗 下田壹石 下々田六斗 三下田三斗屋敷田壹石 上
畑壹石 中畑六斗五升 下畑六斗 下々畑四斗三 下畑貳斗 見取田畑壹町六反壹畝拾
八步 此取米壹石四斗壹升八合 反八升八合内 内、田四反四畝拾八步 當己御高入
残田畑壹町壹反七畝步 山畑見取壹町壹反八畝拾四步 此取米四斗壹升五合 反三升五
合餘 家数五拾三軒 人数三百拾壹人 内男百四拾貳人 女百六拾九人 氏神 若宮
寺壹軒 禅宗東向寺 高五拾石 下河内村へ拾八丁 本村へ六丁 城木場村へ三十丁
御領村へ貳里二丁 富岡へ三里廿二丁 城木場村境より下河内村境迄拾九丁貳間 庄屋
福田平右衛門己廿七 年寄恒兵衛 百姓代善吉 源之丞

本村

村高百五拾三石八斗九升九合 内高三拾石壹斗七升九合 新田畑、田高百三拾九石四
斗壹升 此反別拾七町四反四畝廿七步 此取米七拾五石八升壹合 免五勺三分八厘六毛
内 畑高拾四石四斗八升九合 此反別四町壹反廿壹步 此取米四石九升貳合 免三勺三
分八厘三毛内、可起返荒所高壹石八斗四升八合 此反別五反三畝三步 新古石盛 上田
壹石六斗 中田壹石四斗 下田壹石壹斗 下々田七斗三 下田三斗 中畑六斗五升 下
畑六斗 下々畑四斗 三下畑貳斗 屋敷畑壹石 見取田五町九反三畝拾五步 此取米四
石四升 反八升三合餘 内、壹町壹反六畝步 當己御高入 壹町九反六步 文政十三寅
川欠河原成 残三町六反八畝九步 山畑見取三町七反三畝步 此取米一石貳斗貳升九合

反三升三合内 氏神 十五社宮 新休村へ六丁 志岐村へ三里二丁 御領村へ貳里八丁 富岡へ三里廿八丁 庄屋鶴田左一郎己二十年寄松之助 祐助 百姓代慶助 庄助

人口の推移

天草・島原の乱、寛永14年（1637）以前の人口ははっきりしないが、乱直後の人口は5千人程度であったと推測されている。幕府は寛永19年、薩摩より移民35戸155人・馬49頭を移入したのをはじめ50年間にわたり移民政策を採った。また、流人の島として江戸・京都から多くの罪人を送り込んだ。更に宗門改めにより離島を困難にしたことから人口は加速度的に増加した。

天草の人口の推移

寛治 元年（1658）1万6千人余
正徳 元年（1711）52,785人、
延享 3年（1686）74,657人、
寶暦11年（1761）89,982人、
天明 4年（1784）約10万人、
萬延 元年（1860）155,075人（23,650戸）、
明治 3年（1870）167,231人

寛治元年から明治3年までの212年間で10倍に達している。過剰人口による生活困窮に喘いでいた農民は、封建社会の中で出稼ぎにも行けず、終には百姓一揆などの暴動に及んだのである。

明治以降は維新によって交通の発達や居住の自由が認められ、海外渡航も容易になり移住者も増えた。

戦後、海外からの引揚や復員によるなどで人口ピーク時には240,750人で、47,215戸であった。

その後社会生活の安定、経済活動の復興により大都市への人口流出が始まり、減少化傾向が見られる。

本村の人口の推移を記してみると次の通りである。

元禄4年（1691） 天草島中人高帳

下河内村 竈数 23 227人（男122・女105）

新休村 竈数 15 156人（男82・女74）

本 村 竈数 32 375人（男208・女167）

文化 9年（1812）東向寺文書

幕府領分 竈数 91 1,350人

寺領分 竈数 42 402人

文政10年（1827） 肥後国誌

下河内村 133軒 684人（男343・女341）

新休村 53軒 311人（男142・女169）

本村 ー

天保 2年（1831） 天草近代年譜

下河内村	竈数133	684人(男343・女341)
新休村	竈数53	311人(男142・女169)
本村	竈数50	288人
嘉永3年(1850)		
幕府領分	竈数196	1,501人
寺領分	竈数67	392人
萬延元年(1860)		天草近代年譜
下河内村	竈数141	699人(男349・女350)
新休村	竈数60	342人(男157・女185)
本村	竈数56	321人(男173・女147)
明治22年(1889)		町村制施行により3ヶ村合併
明治24年(1891)	610戸	3,159人
明治34年(1901)	601戸	3,372人
大正9年(1910)	582戸	2,743人
大正13年(1914)	575戸	3,114人(男1,553・女1,561)
大正14年(1915)		2,856人
15年	600戸	2,856人
昭和5年(1930)		2,801人
昭和10年(1935)	566戸	2,721人(男1,335・女1,386)
昭和15年(1940)		2,611人
昭和22年(1947)	666戸	3,369人(男1,646・女1,723)
昭和25年(1950)	641戸	3,412人(男1,669・女1,743)
昭和28年(1953)	641戸	3,349人
昭和35年(1960)	668戸	3,278人
昭和40年(1965)	621戸	2,976人
昭和45年(1970)	600戸	2,797人
昭和50年(1975)	574戸	2,646人
昭和55年(1980)	595戸	2,628人
昭和59年(1984)	590戸	2,383人
昭和63年(1988)	609戸	2,380人

近代のあゆみ 明治・大正・昭和

慶応4年、(1868)270年続いた徳川幕府が倒れ、明治新政府が誕生した。明治維新によって天草は富岡県となったが、天草県と改められ、更に2ヶ月後には長崎府(翌年長崎県)に統合され、島内は40ヶ村に整理併合された。

下河内村・本泉村・新休村・本村は佐藤彌太郎が庄屋を務めたが、明治3年には庄屋制度が廃止され、里正が設けられた。

明治3年(1870)佐藤彌太郎(下河内村 新休村・本村・本泉村)

岡部豊作が明治3年9月～5年4月(下河内村・新休村・本泉村)

浦上一十郎が本村の里正を勤めた。

翌4年、八代県に編入され、廃藩置県に当り里正は戸長に改められた。

明治6年、白川県となり、大小区制で、下河内・新休・本・広瀬・本戸馬場・本泉は第16大区で第1小区に属したが、明治9年、熊本県に併合再び小村の区割りとなった。

明治7年8月～12年、高階三省が（本戸馬場村、広瀬村、本泉村、下河内村、新休村、本村） 明治12年～21年、佐藤信邦が（本村、新休村、下河内村、本泉村）戸長となっている。

幾多の変遷をたどった行政区も明治22年に、ようやく町村制が施行され、天草は3町55村となり、下河内村・新休村・本村は合併して本村となった。初代村長には佐藤信邦が引続き就任した。



合併時の新村名選定理由は次のようになっている。

下河内村・新休村・本村ハ従来聯合シテ戸長役場区域タリ。而シテ本村ハ資カアリ、独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得ルモ、下河内村・新休村ハ小村ニシテ資カ乏シク独立シ難シ。地形人情モ同シキカ為メ合併ヲ為スヲ要ス。

本村役場三役

		村 長	助 役	収 入 役
初 代	明治22	佐藤 信邦	倉田 以文	倉田 長六
2代	明治24	佐藤 信邦	倉田 以文	倉田 長六
3代	明治30	倉田 以文	明31 岡部 禎造	倉田 長六
4代	明治34	倉田 以文	明32 倉田 長六	明23 鶴田 謙六
5代	明治38	倉田 以文	明36 野島利喜太	明40 野島 治市
6代	明治42	倉田 以文	野島利喜太	野島 治市
7代	大正 2	倉田 以文	野島利喜太	大 2 金子 常作
8代	大正 6	倉田 以文	野島利喜太	金子 常作
9代	大正10	野島利喜太	大10 堀本 文太	金子 常作
10代	大正14	野島利喜太	大15 野島 治市	金子 常作
11代	昭和 4	野島利喜太	野島 治市	金子 常作
12代	昭和 6	倉田六十吉	昭 5 金子 常作	昭 5 坂本 久市
13代	昭和10	金子 常作	昭11 鶴田 珍隆	坂本 久市
			昭13 野島 治市	
14代	昭和14	野島 治市	昭15 松本 善作	坂本 久市
15代	昭和18	金子 常作	松本 善作	昭17 高瀧 光彦
16代	昭和20	毛利 文治	昭21 野島 一男	高瀧 光彦
17代	昭和22	倉田六十吉	昭23 松下 豊作	昭22 前田寅四郎
18代	昭和27	毛利 文治	昭27 堀本 静雄	前田寅四郎
			昭28 堀本 仁士	

村議会議員

(大正 6年) 佐藤豊記・岡部友次郎・岡部豊吉・久保山治雄・松下才六・松下徳市
堀本文太・田中良吉・中元兵作・松本新一郎・井上彦吉・金子一太郎
野島治市・鶴田慶次・井上金次・松坂初次・永野多平・倉田茂四郎

(大正15年) 久保山治雄・永野直彦・木下弥作・倉田茂四郎・佐藤豊記・松下才六
齊藤豊七郎・井上金次・岡部佐市・野島治市・松本新一郎・松坂初次
鶴田慶次・松下瀧次郎・岡部平三郎・有馬定七・岡部豊吉・鶴田謙六

(昭和 4年) 野島利喜太・久保山治雄・野島治市・松下孫七・野島林作・松下瀧次郎
廣田茂・若林和市・永野直彦・倉田茂四郎・齊藤豊七郎・岡部平三郎
岡部熊七・田中新作・岡部友次郎・佐藤邦彦・井上興松・小山正純

なお、戦中・戦後の資料がなく正確にはわからないが、当時役場に勤務していた松坂忠常氏の記憶によると、昭和15年以降町村合併までの間に村議会議員を勤めたのは次の各氏である。

栞原 井上時造・森剛康
野島伴吉・坂下栄八
下河内 森藤三郎・岡部包蔵
毛利文治・岡部友次郎
坂本信市・岡部定市
田中新作
新休 広田力造・岡部熊四郎
岡部寅彦・松浦友彦
岡部林造・田中亀七
寺領 倉田磯次・松下耕作
倉田六十吉・鶴田作雄・倉田栄
福岡 松下豊作・野島孫作・野島嘉平・松下義男
平床 松下利久次・廣田亀彦・松坂雅由・松元義彦・松下與八・松下吾市
鶴 倉田国市・倉田菊太郎・倉田勇次郎・田中明・江崎豊・坂口亀雄
宇土 野下米吉・永野広佐久・永野繁喜・松山照正三郎



村議会議員（昭和14年頃）

納税と選挙権

地租改正

明治6年（1873）明治政府は、江戸時代の石高制による貢租制度を廃止して、新しく土地・租税制度を定め、私的土地所有を前提にした定額金納地租が課せられることになった。

村ごとに一筆調査が行われ、地位等級が定められた。その等級に応じた収穫高を基準にして地価を算定された。明治14年までに地租事業は耕地・宅地・山林・原野まで終了し、政府は地租改正によって年貢を全国一律、同一基準で徴収することで財政的基盤を確保することができた。しかし、高額地租に反対する農民暴動もあった。

経済の進展により、農業から商工業へと移っていった。このため明治20年3月には税負担の不均衡を是正するため所得税が創設されたが、法人に対する所得税は免除し、

税率も低く抑えられていたため、依然地租が税収の主要をなしていた。

選挙権

明治22年、大日本帝国憲法が公布され、翌23年第1回衆議院議員総選挙が行われたが、当時の国民参政権は制限選挙の時代で満25歳以上の男子で直接国税15円以上納入した者に限定された。このため有権者数は約45万人で人口の1.1%に過ぎなかった。

明治33年、衆議院議員選挙法改正され、大選挙区制で秘密投票であった。被選挙権の納税要件は撤廃されたが直接国税10円以上に限定され、有権者数は約98万人で人口の2.2%であった。

明治末期の本村における国税高額納税者は、野島利喜太（本村助役102円）など、ごく限られた人たちであったといわれている。

大正8年、衆議院議員選挙法が改正され、小選挙区制で直接国税3円以上を納めた男子となり、昭和3年には有権者数は330万人から1241万人へと約4倍になる。



兌換紙幣

昭和20年、衆議院議員選挙法改正され、ようやく婦人参政権が実現した。昭和21年、第22回衆議院議員総選挙では婦人79名立候補し、39名が当選を果たし、最初の完全普通選挙が実施された。

終戦と戦後処理

昭和20年7月、連合軍が「ポツダム宣言」を発し、日本軍の無条件降伏を要求したが日本政府はこれを黙殺した。8月6日米軍のB29が広島に原爆投下、8月8日ソ連が宣戦布告し（9月までに千島・北方4島を占領）8月9日長崎に原爆投下と相次いで重大事態が続発した。

8月14日の御前会議で天皇の裁断によりポツダム宣言受諾が決定、終戦の詔勅が発せられ、連合国に対しポツダム宣言受諾の正式な通告がなされ、昭和天皇は「国体の護持」を唯一の条件に宣言受諾を決断し、翌15日正午、ラジオ放送によって国民に終戦を声明し、辛く長い戦争は終結した。

8月30日、連合軍最高司令官としてマッカーサー元帥が厚木基地に到着した。10月には連合軍最高司令官総司令部（GHQ・SCAP）を設置。帝国憲法の改正、人権確保の五大改革として、婦人の解放、労働組合の助長、学校教育の自由主義化、民衆生活を恐怖に陥れた制度の廃止、日本経済機構の民主主義化を日本政府に要求した。

農地解放

12月には農地改革を指令し、次々に民主化政策を指導した。民主国家を目指した新しい制度による国づくりが始まった。

敗戦により国家は疲弊し食糧難・住宅難・生活物資の不足・インフレ・失業など国民生活は辛酸を極めた。国は食糧増産を第一義として農地解放後の小作人には有畜農業を奨励し、農地拡大のため開拓・干拓事業を進めるなど様々な農業政策を施し、多額の各種奨励金を投入した ※産業の項をご参照下さい。

貯金封鎖

昭和21年、政府はインフレ抑制のための強攻策として「貯金封鎖」と新円発行を発表し、貯金を引き出すことを禁止した。

従来の紙幣は価値を失い、新しい紙幣への両替には上限を設けて残りは強制的に預金させられた。

この貯金の封鎖は、銀行に預けず蓄えられていた筆筒預金をあぶり出す目的があったとされ、庶民は酷い目にあったことで知られる。

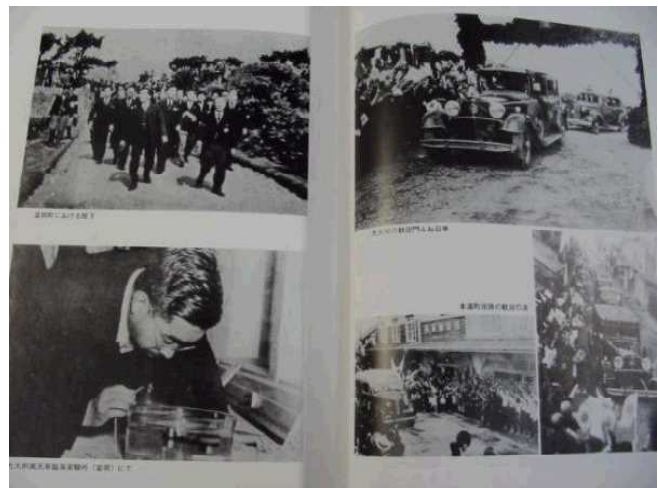


封鎖された貯金通帳

天皇陛下の天草御巡行

天皇陛下は、敗戦により失意のどん底にあった国民を直接慰め、励まそうとの思い召しから国家再建のため立ち上がろうと呼びかけ全国巡行の旅にお出ましになった。

昭和24年5月30日、天皇陛下は天草を訪れ下田へ向かう途中、本村八久保の開拓地にさしかかると車を止めてお立寄りになり、食糧増産に励む開拓の人々に直接おことばを掛け、激励されたのである。
※詳しくは記念碑の項をご参照下さい。



戦後復興

昭和25年、敗戦後の混乱期から脱出する切っ掛けになったのは朝鮮戦争による特需景気で、占領時下の日本を中継基地とした米軍が日本で物資調達のために直接戦争で消費される兵器関連の産業だけでなく軍事活動で需要が増大する鉄鋼・エネルギー・食料・繊維など様々な方面で大量の物資が買い付けられ、莫大な米ドルを投下したためそれらに関連する企業に多大な利益をもたらした。

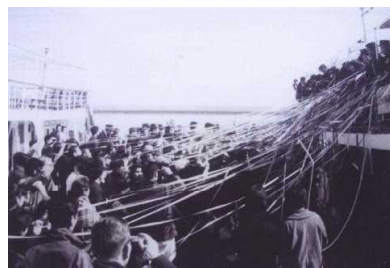
その額は25年から3年間に特需として10億ドル、30年までの間接特需として36億ドルと言われる。こうした経済復興は朝鮮特需とも呼ばれ、国民所得は戦前の最高レベルに達し、戦後復興は着実にすすんでいった。

高度経済成長

昭和22年から24年に生まれ子どもたちが農村の中学校を卒業した頃、日本は高度経済成長後期にあり、働き口が豊富だった東京や京阪神の大都市へ集団就職した。

彼らは「金の卵」と呼ばれ、(後に「団塊の世代」と呼ばれた)工場や商店などで大勢雇われ、日本経済の底支をした年代である。

中学校を卒業して親元を離れ、本渡港から別れのテープを切って泣きながら見送った友の姿が目に残る。



本渡市合併前の本村の役職員

村長 毛利文治・助役 堀本仁士・収入役 前田寅四郎

議長 倉田六十吉・副議長 永野繁喜

村会議員 江崎 豊・鶴田作雄・松坂雅由・松元義彦・松下吾一・野島嘉平・松下義雄
松浦友彦・岡部寅彦・井上寅吉・岡部包蔵・森 剛康・坂下 栄八

監査委員 岡部寅彦・森 直広

選挙管理委員会 委員長 井上与吉・副委員長 高瀧光彦・委員 倉田磯次・松村円乗

農業委員会 委員長 毛利文治・副委員長 久保山常雄

委員 齊藤良広・入船秋由・田中明・松下正治・松下吾市・松下義男

松下義光・倉田茂・松下耕作・岡部林造・田中金六・森源吉

松本善作・井上政義

民生委員 野島孫作・鶴口甚吉・田中亀七・坂本信市

農業改善普及員 鶴田恭介

教育委員会 委員長 倉田六十吉 副委員長 廣田亀彦

委員 山下義造・松山秋生・岡部牛郎

教育長 小島泰平

公民館運営審議委員会 委員長 中村初義

委員 倉田六十吉・松元義彦・鶴田作雄・岡部忠亮・井上直造・毛利ヒサヨ

岡部益雄・松下治策

公民館長 中村初義 同主事 金子格三

中学校長 岡部忠亮

小学校長 中村初義

農業協同組合 組合長 松元義彦

理事 田中明・坂口亀雄・倉田磯次・森直弘・山下義造・松下義男

監事 井上儀市・倉田六三郎・森剛康

養蚕協同組合 理事長 松下豊作

煙草耕作組合 理事長 松下豊作

消防団 団長 松下治策 副団長 岡部岩男

婦人会 会長 毛利ヒサヨ 副会長 佐藤ツナ

青年団 団長 岡部益雄 副団長 倉田定七

森林組合 組合長 毛利文治

市制施行（本渡市）

昭和29年、市制施行により本渡町ほか8ヶ村が合併し、市制が施行された。合併時の村長は毛利文治氏で4月24日初代金子亮夫氏市長が就任するまでは市長職務執行者を勤め新しい本渡市の発足の任にあたった。

市議会議員

昭和29年 松下義男 山下繁春 井上直三
永野繁喜（昭和30年3月死亡）
昭和33年 松下義男 井上直三
昭和37年 松下義男 松浦政一
昭和41年 松浦政一 松本義彦（昭和41年6月辞任）
昭和45年 松浦政一（副議長 昭和45～47）
廣田栄亀
昭和49年 松浦政一 廣田栄亀
昭和53年 廣田栄亀（副議長 昭和55～57）
松下熊雄 鶴田経久
昭和57年 松下熊雄（副議長 昭和61～63）
鶴田経久
平成 2年 鶴田経久（副議長 平成4～6・議長平成6～8）
平成 6年 鶴田経久
野嶋健一（平成6年8月 補欠選挙～）
平成10年 野嶋健一
平成14年 野嶋健一

行政自治会長制度

昭和51年4月、行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底・各種調査・報告・募金その他市からの依頼事務など末端行政の強化を図るため「行政自治会長制度」が発足し、本町地区には現在29名が委嘱されている。

歴代本町区長会（行政自治会）会長

昭和45年 森 直弘
昭和53年 岡村 亘
昭和54年 坂口亀雄
昭和58年 廣田栄亀
昭和62年 坂本幸市
平成 2年 倉田健一
平成 8年 岡部 茂
平成11年 森 寅信
平成13年 本田一行

平成15年 松村 悟
平成17年 鶴田正人

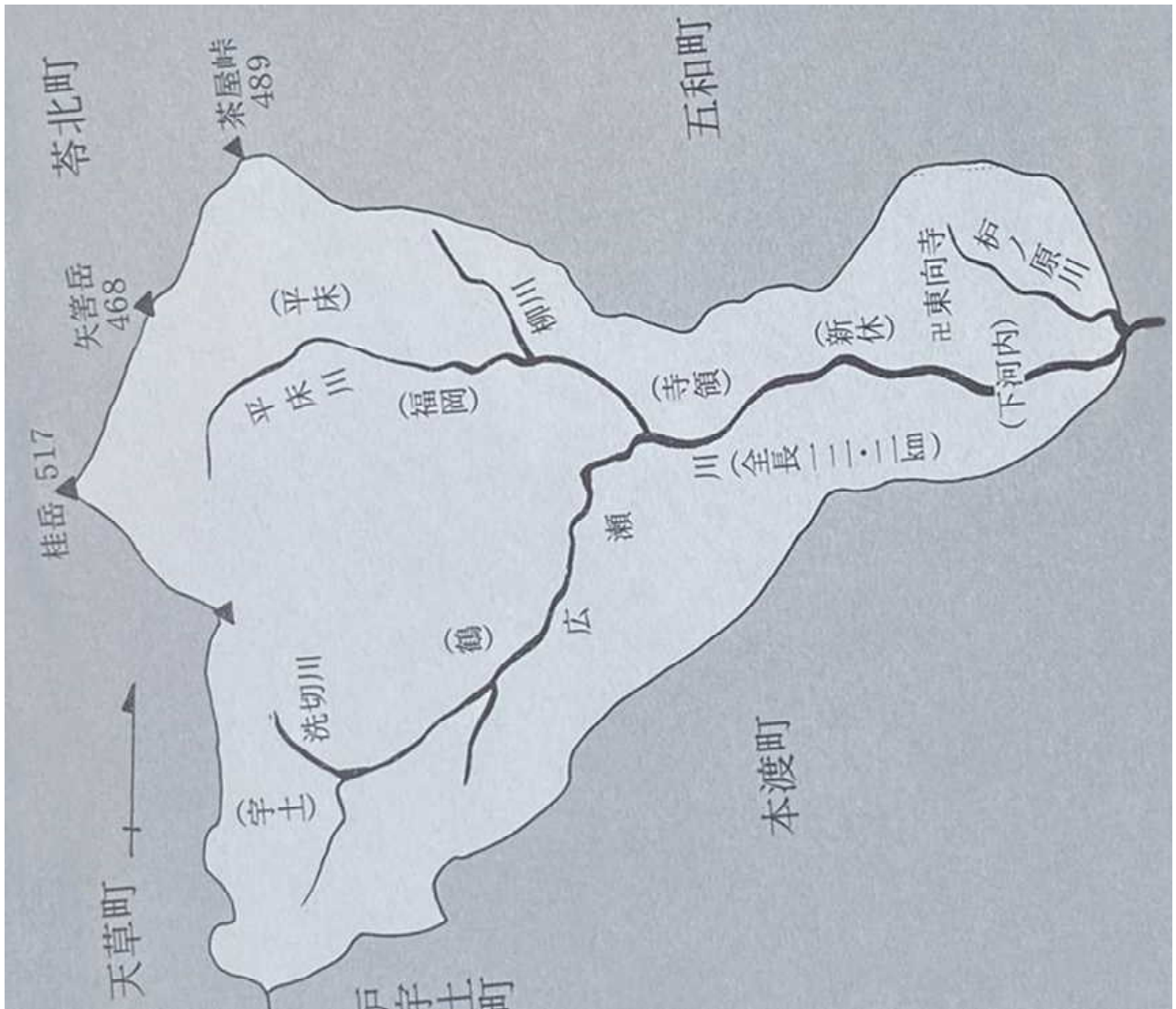
自治公民館



伊原下公民館



下河内公民館



広瀬川（二級河川）12.2 km